

## ( 目的 )

第 1 条 この規程は、社団法人日本アイソトープ協会定款第 17 条の規定に基づき、常勤役員退職金について定める。

## ( 支給額 )

第 2 条 常勤役員が退職したときは、在職 8 年までの期間については、在職期間 1 月につき、在職 8 年を超える期間については、在職期間 1 年につき、その者の退職時における基本給月額に 100 分の 36 の割合を乗じて得た額を退職金として支給する。  
2 . 前項の規定による退職金は、その者の職務実績に応じ、会長が増額し、又は減額することができる。

## ( 在職期間の計算 )

第 3 条 在職期間の計算については、選任の日から起算して暦にしたがって計算するものとし、1 月または 1 年に満たない端数を生じたときは、1 月または 1 年と計算する。

## ( 再任等の取扱 )

第 4 条 常勤役員が任期満了の日またはその翌日に再び同一の役職の常勤役員に選任されたときは、その者の退職金の支給については、引続き在職したものとみなす。  
2 . 任期満了の日以前またはその翌日において役職を異にする常勤役員に選任されたときも同様とする。

## ( 退職金の支給 )

第 5 条 退職金は、当該役員本人に支給する。ただし、死亡により退職したときはその遺族に支給する。  
2 . 退職金は、法令に基づきその者の退職金から控除すべき金額を控除し、その残額を支給する。

## ( 遺族の範囲 )

第 6 条 前条の遺族の範囲は、次の各号に掲げるものとし、受給順位は次の各号の順序による。  
(1) 配偶者 ( 婚姻の届出をしなくとも事実上婚姻と同様の関係にある者を含む。 )  
(2) 子、父母、孫および祖父母で、当該役員の死亡当時その収入によって生計を維持していた者、または当該役員の死亡当時これと生計を一にしていた者とし、その順位は前段に掲げる順序による。このときにおいて、父母については養父母を先にし、実父母を後にする。  
(3) 前号に該当する者がいないときにおいては、退職金を受けるべき者は、当該役員の子、父母、孫および祖父母で前号に該当しない者ならびに当該役員の兄弟姉妹とし、その順位は、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹の順位により、兄弟姉妹については、当該役員の死亡当時その者と生計を一にしていた者を先にする。  
(4) 前号に該当する者がいないときにおいては、退職金を受けるべき者は、当該役員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族とする。  
2 . 退職金を受けるべき同順位の者が 2 人以上あるときには、退職金は、その人数によって等分する。

## 附 則

この規程は、第 46 回通常総会 ( 平成 11 年 5 月 26 日開催 ) において議決された定款が、主務官庁から認可された日をもって施行する。